

令和3年度 第2回松本市交通安全対策委員会議事録

1 日時

令和3年12月17日(金)午前10時30分～午前11時41分

2 会場

松本市役所東庁舎4階 第3委員会室

3 会議事項

- (1) 第11次松本市交通安全計画(案)の策定について
- (2) 令和3年11月末現在における松本市内の交通事故発生状況
- (3) 令和3年11月末現在の推進状況
- (4) 松本市自転車通行空間整備ガイドライン(案)の策定について

4 出席者

(1) 委員

内山委員、降籬委員、横田委員、伊藤委員、宮澤委員、萩原委員、宮井委員、児玉委員、鷹野原委員、小山委員(代理出席)、青柳委員

(2) 事務局

田原交通部長、西山自転車推進課長、清水課長補佐、請地課長補佐、奥原課長補佐、林課長補佐、武川課長補佐

(3) 松本警察署

島田交通担当管理官

5 欠席委員

和田委員、藤本委員、山崎委員、山本委員、青木委員、牛田委員、猪股委員、小笠原委員

6 会議事項

(西山自転車推進課長)

私は、本日の司会進行を務めます、松本市交通部自転車推進課、課長の西山と申します。よろしくお願いいたします。

本日の進行は、お手元に配付してございます会議次第により、進めて参りますが、終了は概ね1時間半の会議を予定しております。

ご協力のほどよろしくお願いいたします。

では、まず初めに交通部長の田原からご挨拶を申し上げます。

(田原交通部長)

改めまして、皆さんこんにちは。

ただいま紹介のありました、松本市の交通部長の田原茂と申します。

よろしくお願いいたします。

本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

第2回目の交通安全対策委員会の開催にあたりまして、ひとことご挨拶を申し上げます。
委員の皆様におかれましては、日頃から交通事故のない安全な地域づくりということで、それぞれの立場でご尽力をいただいておりますことに関しまして、また市政全般にわたって、ご理解とご協力をいただいておりますことに、誠に感謝を申し上げます。

松本市の交通事故の発生件数につきましては、減少傾向ということでございます。

しかしながら、市内では高齢者や自転車の関係する交通事故が依然として多いという状況でございます。

そのほかにも、交差点での強引な右折であったりとか、通学路の安全点検・確認、対策ということで、直近もございましたが、子供たちが犠牲になるというような交通事故も増えておりまして、市内でもそういった状況が見受けられます。

交通マナーをはじめ、いろいろな課題があるという現状でございます。

市としても、交通事故を1件でも減らしていきたいということで、市民の皆様が安全で安心して暮らしていただけるまちづくりの実現に向けて、交通に関する課題については、重要な課題であると認識しております。

本日、国の交通安全対策基本法、市の交通安全基本条例というものがございまして、これらに基づきまして、交通安全に関する施策の大綱ということで、それを定める第11次松本市交通安全計画というのを策定中でございます。

皆様方にその内容につきまして、ご報告を申し上げて、ご意見等をお伺いさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、併せて令和3年中の交通安全施策の取り組みをご報告させていただきたいと思っております。

現在、策定中の自転車の通行空間整備のガイドラインというものの策定を進めております。

いわゆる道路の路肩にですね、矢羽根とかピクトグラムといった整備を市としても今後5年間に延長40キロというようなことで、大々的に自転車の通行環境の整備に取り組むところでございますので、そういったガイドラインをお示ししたいと思っております。

結びに、皆様方からの貴重なご意見をお願いしまして、今後も更なるお力添え、ご理解とご協力を賜りますことをお願いを申し上げ、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。

(西山自転車推進課長)

誠に申し訳ございませんが、交通部長につきましては他の公務のため、これにて退席をさせていただきます。

(田原交通部長)

それでは、よろしくお願いいたします。(退席)

(西山自転車推進課長)

それでは、続きまして、新任の委員の方もいらっしゃいますので、改めまして、松本市交通安全対策委員会の設置及び委員の委嘱について、事務局からご説明申し上げます。

(請地課長補佐)

皆様、こんにちは。

自転車推進課の請地と申します。

まず初めに、令和2年度の会議でご説明をさせていただいておりますけれども、昨年度ま

で建設部交通安全課という課名で業務を行っておりましたけども、このたびの組織改正によりまして、本年度から交通部自転車推進課の交通安全担当という形で業務を行っておりますので、ご承知おきお願いをいたします。

それでは松本市交通安全対策委員会の設置及び委員の委嘱についてご説明申し上げます。

本委員会は、松本市交通安全基本条例第12条の規定に基づき、交通安全の確保に関する事項、良好な道路交通環境の確保に関する事項、その他交通安全の確保に関する施策を推進するために必要な事項を協議することとしております。

委員は知識経験者、交通に関する事業活動者、関係団体の役職員、関係団体の職員から市長が委嘱をし、20名の方に2年の任期でお願いをしております。

本日、お集まりの委員さんは、お手元の委嘱状によりまして、本日、改めて令和5年10月15日までの期間で委嘱をさせていただいたところでありますが、委嘱期間中、選出団体・機関で役職を交代された場合は、条例第12条第4項の規定により、前任者の残任期間が任期となりますので、ご承知おきをお願いいたします。

事務局からは以上です。

(西山自転車推進課長)

ありがとうございました。

それではここで、委員の皆様を紹介するところでございますが、会議進行の都合上、お手元の名簿をご確認いただくことで、割愛させていただきたいと思っております。

なお本日、和田委員、藤本委員、牛田委員、猪股委員、山崎委員、そして青木委員からはご欠席のご連絡をいただいております。

それでは、これより会議に入らせていただきますが、会長、副会長につきましては、昨年度に引き続き、会長を松本市町会連合会会長、内山博行様、副会長を松本市交通安全協会会長、降籬勝一様をお願いしたいと思います。

皆様よろしいでしょうか。

よろしければ、拍手でご承認をお願いいたします。

(拍手)

ありがとうございます。

それでは、内山会長、降籬副会長はそれぞれ会長、副会長席へのご移動をお願いいたします。

それでは、内山会長、ひとことご挨拶をお願いいたします。

(内山会長)

はい。皆さんおはようございます。

会長ということで、委嘱をされましたので無事進行したいと思います。

皆さんのご協力をいただければということで、よろしくをお願いいたします。

一昨日ですか。15日から年末の交通安全運動が始まりました。

お互いに事故のない、明るい松本市を作っていけないといけないんですけど、そんな中での今日は会議ということで、それぞれ皆さんの知恵を絞っていただいて、有意義な議論をお願いしたいというふうに思います。

よろしくお願いいたします。着座します。

今日はお手元の、先ほども課長さんの方からお話がありましたけれど、会議次第に則って進めさせていただきます。

よろしく願いをしたいと思います。

それでは議題に沿ってですね、ご検討いただければと思いますが、よろしく願いいたします。

(西山自転車推進課長)

それでは、議事に移りたいと思います。

会議の進行を内山会長にお預けしたいと思います。

それでは、会長よろしく願いします。

(内山会長)

わかりました。

では、レジュメのとおり、4項目の議題がございしますので、順に進めさせていただければと思います。

まず初めに、第11松本市交通安全計画案の策定ということで、ご説明をお願いします。

よろしく願いします。

(請地課長補佐)

それでは、自転車推進課の請地です。

私の方からご説明をさせていただきます。

すいませんが着座にて失礼をいたします。

本日の資料に関しましては、先日、ご案内の時に資料を郵送させていただいておりますけれども、本日お手元にご用意ない方いらっしゃいますでしょうか。

皆さん、ありますでしょうか。では、すみませんが、資料の方をお手元の方にご用意いただければと思います。

まず、説明の前に9月の書面会議の時にはお忙しいところ、この安全計画の内容の確認等々をお願いいたしましてありがとうございました。

結果につきましては、郵送で通知をさせていただいているところでございますけれども、改めまして審議の結果をご説明させていただきますと、こちら会議事項の素案でしたが、全員からご承認をいただいたというところでございます。

また本日、ご参加いただいております、鷹野原委員様からは、意見ということで、3ついただいております。

まず、第3章の1、13ページになりますが、「長野県の目標に対応した本市の目標について」という項目につきまして、「現実的ではないかもしれませんが、交通事故死者数ゼロを目標とした取り組みを行ってください。」、それと21ページ、第4章第一節の1の(2)、「通学路における交通安全対策の推進について」というところでございますが、「松本市内で通学路での痛ましい事故を発生させないよう、ハード面の拡充をお願いします。」、それと15ページと31ページになりますが、第3章2の(2)、「自転車の安全確保等遵法意識の向上」というところ、それと31ページ、第4章第2節の1の(5)、「成人に対する交通安全教育」というところに関しまして、「自転車のルールについては、子供に教える立場である大人が理解していないのか、遵法意識が低いと思われます。これは子供を連れて右側を走ってくるなどというところで、広報などを通じて成人の教育の拡充をお願いします。」というご意見をいただいているところで

ございます。

このご意見に関しまして、松本市といたしましては、交通事故抑止及び交通マナーの向上に向けまして、本計画に基づいて、各種対策を更に推進していきたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。

続きまして、書面審議の後の流れに関しましてご説明させていただきます。

書面審議と同時期に並行いたしまして、松本市で行っております、高校生の自転車適正利用に関する連絡協議会、ここの協議会の方々に関しまして同じ資料を送付させていただきまして、内容の確認をしていただいております。

この協議会に関しましては、松塩地区の高校17校、それと駐輪場の指定管理者、あと松本警察署の方々協議会の方に参加をされておりますけれども、内容に関しましては全員承認という形で回答をいただいているところでございます。

その後、交通安全対策委員会と、今ご説明しました高校生の協議会の結果をもちまして、9月の下旬、市役所内で部局長会議を開き、部局長にも内容の確認をしてもらっているんですけども、内容修正に係る意見はありませんでした。

また、10月12日に市役所内の庁議というところで、この内容に関しまして検討いたしましたところ、市長の方から、25ページになりますが、(2)番、自転車利用環境の更なる整備というところの「ア」というところで、「もう少し詳しく内容を修正してもらいたい」というような意見がありましたので、こちらの方を前回、委員の方々に見ていただいている内容よりも更に若干内容を加えてございます。

内容を変えた位置といたしましては自転車道ですとか、自転車専用通行帯、あとは自転車通行位置などの表記を盛り込んでいるほか、一番最後になりますが、自転車利用環境の総合的な整備を推進しますということで、末尾に自転車の走行位置を示す矢羽根のイメージ図というのを挿入してございます。

それと併せまして、35ページの(3)になりますが、自転車の安全利用の推進の「イ」というところになります。

ここに関しましては、最後の2行になりますけれども、自転車道や自転車専用通行帯などが設置している場合の交通ルールなどに関する広報啓発活動を推進しますということで、なかなか自転車専用通行帯がある場合の交通ルールというのを、まだご存じでない自転車の運転者もいらっしゃると思いますので、そういった方々に適正な自転車の通行方法を周知していくための記載をさせていただきました。

この庁議の後、10月20日に市議会の建設環境委員協議会というところで説明をしまして、内容修正に関わる意見はございませんでした。

それと最後になりますが、10月28日からパブリックコメントを約1か月間実施いたしました。

結果につきましては、今回のこの計画に対する意見はございませんでした。

今後の流れでございますが、今回の交通安全対策委員会で承認をいただきましたら、来週の21日に行われます庁議で内容の報告をさせていただきます。年明け1月13日の市議会の建設環境委員協議会で計画策定に関するご報告をさせていただく予定でございます。

製本等々につきましては、来年の1月の下旬、計画書の印刷製本を行いまして、ホームページへ掲載をさせていただきます。

なお、製本をした計画案に関しましては、本日お集まりの皆さんの方に郵送でお届けをさせ

ていただく予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

各委員さんの方に郵送させていただきますのは、年明けの2月頃を予定しております。

また、こちらの別紙の資料1でございますけれども、裏側の概要図というものがございまして、こちらにつきまして製本の際には、別冊の目次の後ろにこの一覧表を編冊させていただいて、製本をするということになっておりますので、ご承知おき願います。

私の方から説明は以上です。

(内山会長)

はい。ありがとうございます。

ただいまの説明、何かご質問ございますか。

よろしいですか。ではご意見なしということで次に進めさせていただきますが、よろしゅうございませうか。

承知しました。では続いて2項目に進めます。

令和3年11月末現在における松本市内の交通事故発生状況についてご説明をお願いいたします。

(島田交通担当管理官)

松本警察署の交通担当管理官をしております島田と申します。

それでは、私の方から松本市内の交通事故発生状況ということで、資料等に基づきながら、説明させていただきます。

まず、11月末現在の市内の交通事故発生状況ですけれども、資料に記載のとおりであります。人身事故につきましては、例年同期と比べまして38件の減少、率にしますと5.8%の減少となっております。

また、亡くなった方につきましては、11月末現在は1人ということでマイナスの1人となっておりますけれども、残念ながら、12月8日の日に松本市の沢村地籍で車と歩行者の交通死亡事故が発生しております。昨日現在で見ますと、亡くなった方は2人ということで、前年同期と比べますと同数となっております。

12月8日の死亡事故を若干ご説明しますと、時間につきましては、午後6時10分頃でして、沢村のこまくさ道路ですが、車が東から西に向かって走ったところを、北から南に横断、車から見ると右から左に歩行者が横断しております。その歩行者に気付くのが遅れてはねてしまったと。

車の運転手につきましては56歳の男性で、亡くなった方につきましては88歳の女性ということでありました。

この日は雨が降っておりまして、車から歩行者も若干見えにくかったと思われそうですが、このような事故が発生しております。

警察としましては、夕暮れ・夜間の歩行者の事故が増える時期でございますので、ドライバーに対しては、早めのライト点灯とかハイビームの活用、それから歩行者に対しては夜光反射材の着用と道路横断時の安全確認等について、啓発や指導をしているところです。

もう1件の死亡事故につきましては、5月14日に自転車単独で転倒してしまって亡くなったという事故が発生しております。

交通事故の特徴としましては、例年と比べまして特段大きく変わったものはありませんが、自転車の事故が若干増加していること、それから若者のドライバーの事故が若干増えている

という状況でございます。

高齢者の方は、逆に減少ということですが、数字的にはまだまだ多いということで、高齢者に対しても、指導啓発をしているところでございます。

また、県下の状況も若干ご説明させていただきたいと思うんですが、昨日現在、県下では4,546件の人身事故が発生しておりまして、これは前年同期プラス1件ということで、ほぼ前年と同じであります。

また、亡くなった方は44人で、昨年と比べてプラス1人ということで、若干増加しているという状況でございます。

交通事故の発生状況は以上でございます。

(内山会長)

はい。ありがとうございます。

今の説明を含めて質問はございますか。せっかくの機会ですから、島田さんにご質問あれば、その他の件でも結構でございます。

お出しただければ。よろしいですか。

それでは、次の議題に移ります。

令和3年11月末現在の推進状況ということで、ご説明をお願いいたします。

(武川課長補佐)

お疲れさまです。松本市の建設課、武川裕と申します。

お手元の資料2、令和3年11月末現在の進捗状況についてご説明いたします。

また、これについては担当者ごとに交代で説明をいたしますので、よろしく願いいたします。着座で失礼いたします。

ではまず、資料2の道路整備による交通環境改善の推進(交通安全整備等の整備について)ですが、ご覧の歩行空間あんしん事業という事業をやっておりまして、これは、快適で歩きやすい歩行空間を確保するため、歩道と車道とに段差があり、出入口などで波を打っているような状態となっている歩道の改修工事を行ったり、側溝の蓋掛けなどで路肩の整備をするという事業を行っております。

今年度につきましては、浪打ち歩道の改修というのは、整備を行っておりません。

また、ここにある路肩整備については699メートル、これは、今現在完了しているということですので、今後は、現在も事業が続いているものもありますので、数字が変わっていきます。

また、その他交差点改良や、区画線、防護柵、反射鏡の数字につきましても、現在終わっているものになっておりますので、今後、区画線、防護柵、反射鏡などは完了したものが出てきて、また数字が変わってくるということになります。

交差点改良についても、今、0か所になっておりますが、これは今年度完了するものというのはないんですが、今、事業として工事測量をしたりとか、地元説明をやってるという事業もありますので、それはこの数字の中に入っていないので、0か所となっております。

ゾーン30の整備については、寿小学校周辺で3か年にわたって、警察の方で速度規制30の規制っていうのを3か年にわたっての設定をしております、R2年度に設定した部分について、今年度、路面にゾーン30をお知らせする表示ですとか、標識などを設置しております。

建設課の方からの説明は以上になります。

(清水課長補佐)

自転車推進課の清水です。よろしくお願いします。

(3)自転車通行空間の整備でございます。

令和3年度までの総延長ですが、6,270メートルとなっております。

令和3年度、整備延長は伸びておりませんが、令和3年度は、自転車活用推進計画をこの9月に策定いたしました。

この中で、自転車通行空間のネットワークを計画しておりまして、今後はこの計画に基づきまして、通行空間の整備を推進していきたいと思っております。

後程、自転車通行空間の整備ガイドライン案の資料の中で、整備方法についてご説明したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

(奥原課長補佐)

松本市交通ネットワーク課の奥原裕司と申します。

着座にて説明させていただきます。

3ページ、2番の総合交通戦略の推進というところをご説明します。

自動車に過度に依存しない歩行者、自転車、公共交通を優先する総合交通戦略ですね、中心市街地の活性化、にぎわいのある持続可能なまちづくりを推進しております。

(1)、令和3年9月に、松本市総合交通戦略を改定しました。

これは、平成28年度から令和7年度までの10年間としていました総合交通戦略を、社会情勢の変化ですとか、まちづくりの問題点、また交通を取り巻く環境の変化ということもありまして、中間見直しという形で今年度改定をしております。

今までの基本的な理念は継続し、高齢化や交通分野における新技術の導入、環境負荷の低減などへの対応を踏まえた施策へ見直しを行っております。

また、新たに自転車活用推進計画や、地域公共交通計画も策定し、これらの計画に基づく施策を推進、各交通手段の利便性を高めるとともに、それをシームレスにつなぐことで、地域特性に応じた適切な交通手段を選ぶことのできる交通体系の構築に向けて、戦略的に取り組んでおります。

(2)番目、昨年度、令和2年度に市で行いました、渋滞アンケート調査、また旅行速度データの活用及び現地調査を行った結果から、アンケート意見数、市民からのアンケート件数が多かった、26か所の渋滞交差点において、平日朝・夕の効果的な渋滞対策を検討しております。

計画中、また事業中の道路整備事業については、今までどおり各道路管理者と連携し、早期着手完了を推進します。

また、信号サイクルの見直しですとか運用等については、引き続き、警察と対応を検討していきたいと思っております。

また、ハード整備については、非常に時間もかかるということもありまして、早期の効果というもの、なかなか発現できないところでもありますので、今後は公共交通や自転車の利用推進、時差出勤やテレワークですとか、車両の総量抑制といった取り組みも、渋滞緩和に効果があるということですので、市民に周知しながら対策を進めていきたいと思っております。

次に、4ページの(3)にあります中町通りでは、中心市街地への自動車の流入を抑制し、また歩行者が安心して歩ける空間の創出を図るため、地元のまちづくり推進協議会や、商店街組合と連携しまして、毎月第4日曜日にトランジットモールを実施しております。

トランジットモールといいますのは、路線バスですとか、緊急車両のみが通行できる歩行者天国です。

今年度は5月から来年2月までの10回を予定しております。

今後も地元組織との連携により、恒常的な実施を目指して取り組んでいきたいと思っております。

(林課長補佐)

公共交通課の林と申します。

私の方から、公共交通関係のところにつきましてご説明をさせていただきます。

着座にて失礼いたします。

それでは、引き続き(5)番のところをご覧いただければと思います。

路線バスの関係でございますけども、利用者の減少によりまして、民間事業者だけで維持していくことが困難な状況となっております。

さらにですね、今の交通体系から運行事業者がバラバラなところもありまして、更にわかりづらく使いにくい状況になっているということからですね、将来にわたりまして、市民の足として運行をしていくために、新しい運行制度や効率的に路線を再編するために、公設民営化事業というものに取り組んでいるところでございます。

こちらにつきましては、令和5年の4月に新しい運行制度への移行というものを目指しております。今後は地元にも入らせていただきまして、説明なり意見の交換をさせていただいたり、関係機関との調整を進めていくというような状況となっております。

次に(6)番でございます。

こちらですが、小学校3年生を対象にいたしまして、公共交通利用の啓発、あとは乗り方の学習を目的としまして、バス、電車の乗り方教室というものを実施しております。

令和3年度の実績は、合計365人に対して行っております。

令和3年度ですが、コロナの影響もございまして、例年と比べると半分ぐらいの実施ということになっておりますけども、こちらにつきましては、今後も引き続き行って参りたいと考えております。

私からは以上でございます。

(請地課長補佐)

続きまして、交通安全関係を私の方から説明をさせていただきます。

第2節、交通安全思想の普及徹底というところでございます。

まず、交通安全教育の推進、1番でございますが5ページの方をご覧ください。

こちらはこれまでも行っております、お子さんや高齢者の方を交通事故から守るために、保育園・幼稚園、あと地区の高齢者クラブ、また、各地区にあります福祉ひろばで交通安全教室というのをやっている状況でございます。

今回の回数につきましては、今年の11月末現在でございますが、そちらの表をご覧いただければと思います。

令和2年は、ご承知のとおりコロナウイルスの感染防止のため教室等が中止となりました。

しかしながら、今年度はだいぶコロナも落ち着いて参りまして、教室の方も例年どおりに行っているところでございます。

回数についてはご覧のとおりでございますが、すでに昨年を上回っている状況でございます。

この下の写真は、下の左側の着ぐるみを着ているのが、幼稚園、保育園での交通安全教室となりまして、その他の3枚は高齢者の交通安全教室、今年度のものを写真撮影したものになります。

講習の内容ですけれども、高齢者の方に対しましては、寸劇ですとか腹話術等々によりまして、わかりやすく楽しみながら学べる講習というのを外部団体の長野県交通安全教育支援センターさんですとか、長野県自動車販売店協会さんというところの方々の協力を得まして行っているところでございます。

あと、お子さんに対しましては、校庭ですとか実際に歩行するといった方法によりまして、注意すべき点を具体的に伝えて、学べる講習を行っております。

この講習に関しましては、松本市の自転車推進課におります松本市交通安全指導員が対応して主に教育をやっているところでございます。

また、この下の二つの写真、機械を使っているものでございますけれども、これは長野県警察の歩行シミュレーター「わたりジョーズくん」ですとか、「点灯くん」というような、実際に体験をしてもらうシミュレーターでございます。

今年の11月末現在、福祉ひろばでの交通安全教室というのは20か所で行っておりますけれども、この歩行シミュレーター等の実施会場というのは20か所中10か所で行っているところでございます。

また、12月から3月、今年度いっぱいのお予定であります、福祉ひろばは21か所、そのうちの15か所でこのシミュレーター等を使いまして、横断歩道の渡り方ですとか、反射神経の再確認を高齢者の方にやっていただいて、安全に道路を渡っていただく、道路を渡る時の注意事項なんかを、体験をしていただくというところを考えております。

6ページに移っていただきまして、2番の交通安全に関する普及啓発活動の推進であります。

(1)の季別の交通安全運動でございますが、これは皆様ご存知のとおり、交通安全運動は年4回、春夏秋と年末にやっております。

先ほど内山会長様からもお話がありまして、昨日から年末の交通安全運動が、大晦日まで開催をされているところでございます。

今年度に関しましては、コロナウイルスの感染防止ということで、各運動の出陣式は規模を縮小して実施をさせていただきました。

また、「イ」の本年度の街頭啓発実施状況に関しましては、ご覧のとおりとなっております。

また、年末の交通安全運動の啓発の内容でございますが、一昨日の15日、松本城で出陣式を行いまして、出陣式の後、市役所北の信号交差点で人波作成というのを実施してございます。

また、昨日は松本蟻ヶ崎高校で下校する生徒の皆さんに啓発物品を配って、自転車のルールを守るようにということで、啓発活動をしております。

昨日は、NHKの取材を受けまして、NHKのニュース番組でも放映されたところでございます。

あと、今後の予定としましては、12月22日に松本深志高校で、朝、登校してくる生徒さんに対して交通安全を呼びかける活動というのを予定しております。

続きまして、(2)は自転車の安全利用対策でございます。

これは、依然として松本市内の自転車事故というのが多く発生をしておりまして、県下の平

均ですと約13パーセントのところ、松本市内では約20パーセントを超えているというような状況でございます。

また、高校生などの学生の割合というのも4割近く占めていまして、自転車事故の原因も自転車側のルール違反が主な原因となっている場合も少なくありません。

ちなみに、令和2年の事故原因で言いますと、全体の自転車事故の約9割に自転車のルール違反があったという状況でございます。

そんなところもありまして、松本市といたしましてはこれまでも続けております、自転車運転免許証の交付というものを市内の小学校4年生を対象に行っているところでございます。

資料の10ページ、11ページ、12ページの方をご覧ください。

自転車運転免許証に関しまして、昨年と同様の資料でございますが、このようなことをやっております。

今年度に関しましては、市内30校中29校の小学校に対しまして、免許証の交付をさせていただいております。

枚数に関しましては2,112枚ということでございます。

この運転免許の交付につきましては、学校側で先生から生徒さんに交付をしていただく場合もありますし、市の職員が小学校に出向いて行って、市の職員から代表の児童さんにお配りするというような式典もやっております。

今年は、交付式を大々的にやりましたのは中山小学校でございます。

この交付式については、松本警察署、また松本交通安全協会の方々の協力を得まして行っております。

それと、自転車運転免許証の発行に関しましては、各小学校の方でお手元でございます交通安全テストというのをやっていただきまして、実際に児童さんに交通ルールを学んでいただくという事業もやっておりますし、あと、この交通安全テストのほかにリーフレットをお配りいたしまして、こういったものを見ていただきながら、児童さんに自転車のルールを学んでいただくというような事業もやっております。

それと併せまして、学校からの要望に基づきまして、こちらの方から出向いて行って、交通安全講話をやるというケースもございます。

今年に関しましては、7校から要請がございました。

本郷小学校、島内小学校、二子小学校、源池小学校、田川小学校、あとは才教学園、筑摩小学校さんというところから要請をいただきまして、交付式に合わせて約30分間、パワーポイントで自転車のルールを児童さんに説明をして、小さいうちから自転車のルールを身につけていただくというようなことをやっております。

次に、7ページをご覧ください。

2番の「イ」のスケアードストレイト自転車交通安全教室でございます。

こちらについては、資料の5、13ページ、14ページの方をご覧くださいいただければと思いますけども、こちら平成25年から松本市の方でやっている事業でございます。

スケアードストレイトといいますのは、スタントマンの方に実際に校庭などで事故を再現してもらって、それを高校生に見てもらふことによりまして、交通ルールを守る大切さですとか、交通事故の恐怖というのを体感していただく。

それに基づいて交通ルールを守る大切さを学び、交通事故防止や自転車マナーの向上

というのを目的としているものでございます。

今年に関しましては、市内3校で実施をしております、4月28日に松商学園さんと松本美須ヶ丘高校さんで行っております。

松商学園さんにつきましては、周辺のエクセラン高校さんですとか、松本工業高校の生徒さんが参加をして合同で見学をしております。

県ヶ丘高校さんについては、県の方のJA共済さんの方でスケアードストレイトを実施してございますので、今回、松商学園の方の参加はございませんでした。

また、10月18日は松本蟻ヶ崎高校さんの方でスケアードストレイトを実施しております。

このスケアードストレイトに関しましては、高校在学中に1回は生徒さんが見学できるようにということで、市の方でローテーションを組んで実施をしているものであります。

ちなみに、来年に関しましては、松本深志高校さん、松商学園さんとあと1校の合計3校で実施をする予定でございます。

続きまして「ウ」の自転車安全利用街頭啓発の関係でございます。

こちらに関しましては、資料6の高校生の自転車運転マナーに関する苦情という資料をご覧ください。

先ほどから申し上げてますとおり、松本市内は自転車の交通事故が多く発生しておりますけれども、高校生の自転車マナーに関する苦情というものも多く市に寄せられている状況でございます。

お手元の資料は、昨年の9月1日から今年の11月末現在で市に寄せられた主な自転車のマナーに関する苦情の一覧でございますが、このような方々から、このような内容できております。

松本駅前の駐輪場から出てくる高校生のマナーが非常に悪いですとか、松本市内の上土通りや中町や本庄周辺の自転車マナー、また横田周辺のやまびこ道路ですとか、こまくさ道路、信大病院の周辺で自転車マナーの悪さが目立つというような苦情をいただいておりますので、市といたしましては、今年は駅前で行っておりませんが、去年は数回にわたって高校の先生にもお願いして、一緒に街頭啓発を行っているところでございます。

また、街頭啓発のほかにも、先ほども少し申し上げました、高校生の自転車適正利用に関する連絡協議会というところで高校生の自転車マナーの対策というところも協議してございます。

今年は、書面会議となってしまったんですが、去年は開催をいたしまして、事故の状況というのを各高校にお知らせするという内容になっております。

これは、松本警察署から高校生が絡む自転車事故があった場合に、市にその内容をいただきまして、市から各高校の担当の先生方にメールでこういった事故がありましたとお知らせをして、高校側で生徒さんの方に指導をしていただくということでございます。

事故の内容は、当然、これは個人情報部分は伏せてございますが、発生の日時・場所、事故形態でございます。

また、この事故形態の速報に関しましては、2か月ほど前からは、1か月分をまとめて高校の方にお知らせをして、多かった事故形態というのを市の方でまとめまして、生徒さんへの指導に役立てていただくというような方針に変えてあります。

続きまして、「エ」の広報誌への掲載なんですけども、広報まつもと7月号に自転車ルールの記事を掲載して、広く呼びかけております。

また、「オ」の放置自転車対策ですが、今年の11月末現在は86台の回収、対前年比でマイナス17台となっております。

(3)番の子供の交通事故防止ですが、チャイルドシートの正しい着用対策ということで、これは、保育施設の方に出向きまして、交通安全講話の際に保護者の方にチャイルドシートの正しい着用を呼びかけたり、春の交通安全運動期間中は、岡田保育園の方に行きまして、送迎をしてくる親御さんにチャイルドシートの啓発を行ったところでございます。

あと、8ページでございますが、夕暮れ時・夜間の交通事故防止というところでございます。

これは、先ほども島田管理官様の方から話がありました、これからの時期、だいぶ薄暮時間帯の交通事故が増えるというところで、市の方といたしましては、今まで福祉ひろばで反射材の付いたものをお配りしていたところでございますが、今年からは今お手元に配布させていただいております、このライトを高齢者の方々にお配りをしているところでございます。

こちらのライトに関しましては、降籟副会長が会長を務めていらっしゃる松本市交通安全市民運動推進会議さんの方で、こちら購入をして作成をしていただいたものを市の方でお配りをさせていただいているというものでございますが、こちらは非常に大好評を得ているものでございまして、こういったものかといえますと、横からも光が見えるライトというところでございます。

で、こちらの紐も反射材になっています。

反射材ですと、バックにつけたりだとか抵抗のある方もいらっしゃると思いますが、こちらに関しては、バックの中に一つ入れといていただいて、夜出歩く時ですとかにライトを点けていただいた状態で、腰の方に身に付けていただいたり、バックに付けていただくと非常に見えやすい、非常に明るい、普通のライトとしても使えるということで、高齢者の方には本当に大好評をいただいているものであります。

こういったものをお配りして、夜歩くときには十分注意をしてくださいと呼びかけているものでございますので、本日、お持ち帰りいただければと思います。

次に、3番の交通指導の強化であります。こちらは警察さんですとか、関係団体の方々の協力を得ながら、高校生や一般の社会人の方々に対する啓発活動も継続して行っていくところでございます。

それと、第3節の交通事故の備えであります。

損害保険等への加入促進ですが、長野県では皆さんご承知のとおり、平成31年から自転車保険というものの加入が義務づけられました。

しかしながら、まだ自転車利用者の中には自転車保険に入っていない方や、自転車保険の加入が義務になったということを知されていない方がいらっしゃいますので、リーフレットをお手元にお配りをしてございますが、こういったものを作りまして自転車ルールの周知ですとか、交通安全意識の向上、また自転車保険の加入を呼びかけているところでございます。

最後になりますが、9ページ、今後の交通安全推進事項については、こういったことを市の方では進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上です。

(内山会長)

はい。ありがとうございました。

盛りだくさんのご説明をいただきました。

ご質問ございますか。ご意見でも結構です。

よろしいですか。はい。ありがとうございます。

それでは、確認いただいたということで、次の松本市自転車通行空間整備ガイドライン(案)の策定ということで、ご説明をお願いします。

(清水課長補佐)

はい。それでは、私から説明いたします。

松本市自転車通行空間整備ガイドライン案でございます。

まず、簡単な概要ですが、平成30年、31年に国、県におきまして、自転車活用推進計画が策定されました。

これを受けまして、本市におきましても、本年9月に松本市自転車活用推進計画を策定いたしました。

この計画では、自転車の安全利用に対するソフト面とハード面の対策が記載されているんですが、この松本市自転車通行空間整備ガイドライン案は、自転車通行空間の整備に関するハード面について、詳細な方針を示したものになります。

この場では、詳細の説明については省略させていただきますが、このガイドライン案は、国土交通省と警察庁が共同で策定しています、いわゆる国のガイドラインに基づいて策定しております。

これに、本市独自のものを加える形で方針を示しております。

内容につきましては、実際に整備を行う市内の関係部署や交通事業者、松本警察署へ事前にご意見をお聞きしたものを反映してございます。

今後、市内で最終調整を行う予定でございますが、対策委員の皆様におかれましても、お気づきの点や修正が必要な箇所がございましたら、一読いただきまして1月末くらいまでにご一報いただければ、幸いと思っております。

それでは、簡単に整備方針のポイントだけ説明させていただきます。

4ページの図表3をご覧ください。基本的な整備形態イメージということで、3つございます。

一番上が自転車道、2番目が自転車専用通行帯、一番下が自転車と自動車を混在通行とする道路ということで、3つございます。

本来ですと、1番上の自転車道だとか、2段目の自転車専用通行帯で整備されるのが望ましいですが、この完成形態での整備が当面困難な場合ということがございます。

こういった場合は、暫定形態として3番目の車両混在型を実施することができるというような内容でございます。

令和4年度からは、この暫定形態を含めまして、3番目の車両混在型の整備を事故の多い中心市街地から実施していきたいと考えています。

コストダウンを図ることで、できるだけ整備延長を延ばして、今、途切れ途切れになっている自転車通行空間を繋ぎ合わせてネットワークとして整備していきたいと考えております。

次に、14ページの図表10をご覧ください。

これは、自転車通行空間の配色目標というものでございます。

市内では、景観に配慮するという観点や、一定の視認性が確保できるということで、すでに弁柄色を採用してございます。

京都市や金沢市も同色系のものを使ってありますが、これまでの経緯を踏まえまして、今後この弁柄色を基本として整備したいと思います。

それから、次に17ページをご覧ください。

図表の15ですが、これは矢羽根型路面表示の設置間隔を示してございます。

一般部と交差点部に分けまして、一般部は10メートルおき、交差点部は2メートル間隔で設置して行くというものです。

次のページ、図表の16でございまして、これは自転車ピクトグラムと矢印の路面表示、本市では視認性と整備、コスト管理を考慮しまして、この路面表示を交差点部のみに設置したいと考えております。

それから19ページでございまして、これは設置例、イメージを記載しましたので参考までにご覧ください。

簡単に説明させていただきましたが、ご一読いただきまして、お気づきの点や修正の必要箇所がございましたら、ご一報いただけたらと思います。

それから、お手元の自転車通行帯に関する道路構造令の改正に関する資料もありますが、これも合わせてご一読いただきたいと思います。このガイドラインの付録として添付する予定でございまして、よろしく申し上げます。

(内山会長)

はい。ありがとうございます。

ただいまの内容について、ご質問、ご意見を併せてお願いします。

(鷹野原委員)

ちょっと、1点よろしいですか。

(内山会長)

はいどうぞ。

(鷹野原委員)

これ、国が示した指標をこのような形で示していただいていると思うんですけど。

パッと見ただけで、ちょっと現実的じゃないなと思んですよね。

自転車道と車道の上に15センチくらいの高さの縁石を設置するということなんですけど、車道と同じ路面を走ってるっていう観点でいうと、特にこういう寒い地域では、冬場に凍結して、これに当たって、例えば車道側に転んでしまうとか、十分考えられるんですよね。

雪が降った場合、この自転車専用通行帯の除雪はどうされるのかとか、そのような問題は必ず出てくると思うんですよね。

この矢羽根の仕様ですかね。これはもう車道と同じような塗料を使ったんでは、簡単に滑って転倒してしまう可能性があると思うんですね。

滑りにくいような材質を使うとか、そういったことを検討していただかないと、むしろ大きな事故に繋がってしまうんじゃないかと思うんですよ。

そこら辺をしっかりと練っていただきたいと思います。

(内山会長)

何か考えていることはございますか。

(清水課長補佐)

そうですね、使用する材料につきましては、もうすでにやられてるものとかありますので、そ

ういったものを検証させていただいて、使用したいと思います。

(鷹野原委員)

自転車専用通行帯を使っていただくことはね、必要なことだと思うんですけども、車と併走してるっていうそのイメージを持っていただいて、万が一、転倒があった場合、非常に大きな事故に繋がってしまうということを是非検討していただきたいと思います。

(内山会長)

はい、その検討を宿題としてお願いします。

他に何かございますか。私からもいいですか。

はい。ひとつ気になってることがございまして、自転車も車両なんですけど、狭い一方通行の道を逆走してくる自転車が非常に見受けられるんですよ。

同じ方向を進んでいけばいいんですけども、そういうのはどうなってるのか法律的にはわからないんだけど、何か自転車は一方通行関係ないように走ってるのは、松本市内でよく見るんですが、この辺はどうなんすかね。

(島田交通担当管理官)

場所によって、一方通行も自動車・原付っていう風に自転車を認めている場合もあれば、車両という風に自転車も含めて規制をかけてる場合もありまして、ただ当然、逆走すれば危険なものですから、指導啓発という部分で徹底していくとなると、継続してやっていく必要があると思います。

(内山会長)

あの、堤防道路に多いんですよ。

堤防道路っていうのはやっぱり橋を渡らなければ反対方向に行けないってことで。

逆走が良いのか悪いのか、当然知らずにやむを得ないのかなとは見てますけれど、ちょっと怖い時があるもんですから、どんな感じかなと思います。

市内結構ありますからね、特にその堤防は橋から橋でどうしてもこっちにも行くというケースも幾つかあるもんですから1度、都合のいい時に調べていただければありがたいなど。

まあ、事故が起きてなければいいとはいうものの、そんなことをちょっと感じたもんですから、最近、はい。

他はどうですか。よろしいですか。

あの、自転車の台数なんてわかってないよね。

増えてるのか減ってるのか。どうなんだろうね、こういうのは。

松本市は、比較的平らな道があるから自転車の利用度は高いんですけど、これが、ほかの市町村に行って傾斜が激しいところだと、少ないことはわかってるんですけど、何か増加傾向なんかな。

(西山自転車推進課長)

あの、ひとつよろしいですか。

(内山会長)

はい。

(西山自転車推進課長)

自転車の増加について、松本市内の統計資料はないもんですからあれですけど、長野県で見ますと、増加はしているという方向性です。

(内山会長)

増加してるんですか。

(西山自転車推進課長)

はい。あと国内の需要を見てみましても、一旦落ち込みはありましたけれども、最近になって、また増加傾向という形になっています。

特に電動アシスト自転車に関しましてはですね、国産の自転車ほぼすべて電動アシスト自転車に切り替わっておりまして、国内製造分の電動アシスト自転車の国内製造量は明らかに増加している。

アシストついていない自転車については、ほぼ海外製品に切り替わっておりまして、こちらの輸入の方も伸びているという状況になっております。

(内山会長)

ありがとうございます。

(請地課長補佐)

会長、私の方からもよろしいでしょうか。

(内山会長)

はい。

(請地課長補佐)

先ほど、一方通行の自転車の逆走という話なんですけれども、私の方からもご説明をさせていただきたいんですが、これに関しましては、先ほど管理官が言いましたとおり、自転車が一方通行を逆走できる場合と、逆走できない場合があります。

何が違うかと言いますと、一方通行に関しては、一方通行の出口のところに車両進入禁止の標識があると思うんですが、ここの標識の下に自動車・原付と書かれている車両進入禁止の標識であれば、これは自転車は規制になりませんので、一方通行を自転車は逆走して行けます。

ただし、そのときの決まりとしては、自転車は左側通行ですから、自転車の進行方向から見て左側を走りなさいという状況になっております。

なので、道路が狭くて危ないというところは置いといていただいて、法律的に良いか悪いかというと、逆走できる道路というのが、市内は結構存在するということです。

自転車が逆走できないのは、今言いました車両ということで、車両の場合、自転車も含む車両を規制する、車両進入禁止の標識があるものは、下に補助盤が何もありません。

進入禁止の標識だけあるだけで、自動車・原付ですとか、そういったものが何もない場合は、自転車も規制はされてます、入っていきませんよというものになります。

ですので、いつも安全講話とかでお願いしているところは、こういったところは自転車の方も、一方通行を反対に入って逆走できますと。

ただし、脇から出てきた車からしてみれば、車はもう左側からしかこないっていう認識で脇の方が出てくるので、そういった車は右側見ませんと。見ない車が多いですと。

なので、自転車で逆走していくと、出会い頭にぶつかってしまう場合がありますので、自転車で逆走する場合には、脇から出てきた車に十分気をつけてくださいねというような話はしています。以上です。

(内山会長)

はい。ありがとうございます。

知識がなくてすみません。

(鷹野原委員)

それに付け加え、もう1点

(内山会長)

はい、どうぞ。

(鷹野原委員)

一時停止に関して、自転車ほとんど守らないというのが現実だと思うんですね。

大体、一時停止がある交差点には横断歩道があるので、自転車が優先になるんで車が止まるスピードで行かなきゃいけないってのは法律上の解釈だと思うんですけど。

例えば、自転車で走行して来て、歩行者がいるのにもかかわらず横断歩道で止まらないとか、そういうようなモラルをしっかりと教えていただけたらなと思いますね。

かなりのスピードで突っ込んで来て、人がいたら止まらなきゃいけないのに、止まらずにそのまま通過していく。

こういうのは、やっぱりちょっと意識に繋がるんじゃないかなど。

(請地課長補佐)

わかりました。

そのところをまた啓発していきたいと思います。

(内山会長)

はい。

通常、どういう形で啓発しているかちょっとわかりませんが、お互いに事故のないようにしたいなど。自転車が増えているということも含めてね、交通事情については、きちっとしていきましょう。

今日の議題の内容は、すべてお話が終わりましたが、追加では何かございますか。いいですか。

はい。委員の皆さんから何か特にこの機会ですから、発言があれば求めますけども。

よろしいですか。はい。ありがとうございます。

本日の会議事項は以上となりまして、一応、お開きという形にさせていただければと思います。

皆様のご協力に感謝して、議事進行は事務局の方にお返しいたしますのでよろしくお願いいたします。

(西山自転車推進課長)

どうもありがとうございます。

それでは、本日も長時間に渡りご議論いただきありがとうございました。

以上をもちまして、令和3年度第2回松本市交通安全対策委員会を閉会といたします。

本日は誠にありがとうございました。